

田辺市ホームページ広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、ホームページへの広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50 ピクセル×横 200 ピクセル
- (2) 4 キロバイト以内
- (3) G I F 形式
- (4) アニメーションは、可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を 2 秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 市の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページ及び目的別目次とし、掲載する広告の割り付け等については、市が行うものとする。

2 広告の枠数は、最大 10 枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は 1 か月を単位とし、掲載期間は 1 か月以上 12 か月以内とする。ただし、掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が田辺市の休日を定める条例（平成 17 年田辺市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1 枠当たり 11,000 円とする。ただし、1 枠の申込みで 3 か月から 5 か月までの複数月を申し込む場合は 1 か月当たり 8,800 円とし、6 か月以上の複数月を申し込む場合は 1 か月当たり 7,700 円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する月の前月までに市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みは、1 か月につき 1 枠とする。

(広告原稿の提出)

第7条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書(様式第1号)に添付するバナー広告の原稿は、CD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 第6条第1項の規定による申込みが広告掲載の募集数を超えた場合における掲載決定の優先順位は、市内に事業所(支店及び営業所を含む。)を有する広告主の広告を優先し、当該優先順位が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定後、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。